

大分県報

令和三年
第二一三号
六月四日

（金曜日）

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
土地改良区の定款変更認可（二件）……………二
指定予定保安林（六件）……………二
道路の供用開始……………四

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え
八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万
に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………四

公 告

契約者等の公示（三件）……………五

○ 告 示

大分県告示第四百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の
規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項に
おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ森町

大分市大字森町字橋井手通百八十一番一 外

令和三年六月四日

2 届出者の氏名又は名称及び住所

J A三井リース建物株式会社

代表取締役 工 藤 真 樹

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は代表者の氏名

変更前 株式会社あさひ

代表取締役 下 田 佳 史

大阪府大阪市都島区高倉町三丁目十一番四号

外五者

変更後 株式会社キタムラ

代表取締役 浜 田 宏 幸

高知県高知市本町四丁目一番十六号

外六者

4 変更の年月日

平成二十五年十月四日

二 届出年月日

令和三年五月六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和三年六月四日から同年十月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年十
月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏
名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提
出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者
は、その旨を申し出ることができる。

大分県報（告示）

大分県告示第四百四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

三重町土地改良区

豊後大野市

令三・五・二一

大分県告示第四百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

飯田土地改良区

玖珠郡九重町

令三・五・二一

大分県告示第四百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

大分市大字入蔵字向山ノ口一七七九番四、一七七九番八、一七八二番二、一七八二番四から一七八二番八まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

大分市大字中戸次字横江二九三七番二・二九八二番・三〇〇九番一・三〇一〇番一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、二九三七番一、二九七二番から二九七四番まで、二九七五番一、二九七五番二、二九七七番一、二九七七番四、二九七七番五、二九七八番から二九八一番まで、二九八三番、二九八四番四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字横江二九三七番一・二九七七番四・二九八一番から二九八三番まで(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに大分市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小野字坪子石二五〇六番四、二五〇八番一、二五〇九番一、二五一四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字坪子石二五〇八番一・二五〇九番一・二五一四番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、二五〇六番四

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字長良字寺ノ上二二九〇番（次の図に示す部分に限る。）、二二九一番、二二九二番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字寺ノ上二二九〇番・二二九一番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字四浦字江ノ浦越三五六番一、三五七番、三八一番から三八五番まで、三八六番一、三九六番から三九九番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字江ノ浦越三九八番・三九九番（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、三五六番一、三五七番、三八一番から三八五番まで、三八六番一、三九六番、三九七番

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

由布市湯布院町川南字月ノ木平一三三九番一、一三三九番二、一三三九番四から一三三九番六まで、字野原一三四〇番、字弁天平一三五〇番一から一三五〇番三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	大分市大字上宗方字宮田三八五番六から大分市大字上宗方字野添五五六番二まで	令三・六・四
県道三重弥生線	佐伯市本匠大字小半字木落シ一五九七番二から佐伯市本匠大字小半字木落シ一六三一番二まで	令三・六・四

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による令和三年六月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年六月四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、一九六八

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四

十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二一九、九七二人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

大分市	一三二、四九四人
別府市	三二、〇七三人
中津市	二二、九七〇人
日田市	一七、九三八人
佐伯市	二〇、〇二七人
臼杵市	一〇、八三三人
津久見市	四、九五三人
竹田市	六、〇八四人
豊後高田市	六、二六三人
杵築市	八、〇九〇人
宇佐市	一五、四一〇人
豊後大野市	一〇、〇六五人
由布市	九、四七五人
国東市・姫島村	八、四九〇人
日出町	七、八五七人
九重町・玖珠町	六、九〇八人

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

大分県情報システムIaaSの利用 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

三 随意契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

五 随意契約に係る契約金額

六千八百五十六万九千九百九十二円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号に該当

~~~~~

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月四日

一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量

電子計算機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

三 随意契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社J ECC 専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)

大分県報(選管委告示・公告)



五 随意契約に係る契約金額

一億千四百六万九千六百四十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和三年六月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
 運転免許証作成用消耗品

| 物品等の名称      | 規格等     | 購入見込数量 |
|-------------|---------|--------|
| 新規用カード      | 九〇〇枚入り  | 一二箱    |
| 一般用カード      | 〃       | 七五箱    |
| 優良用カード      | 〃       | 一二六箱   |
| リボンセット      | 二、〇〇〇枚用 | 九六箱    |
| 運転経歴証明書用カード | 三〇〇枚入り  | 一二箱    |

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

随意契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディシステム

代表取締役 尾 崎 信太郎

東京都新宿区新宿四丁目三番十七号

五 随意契約に係る契約金額

物品等の名称

規格等

金額（二箱当たり）

|             |         |          |
|-------------|---------|----------|
| 新規用カード      | 九〇〇枚入り  | 一九〇、〇八〇円 |
| 一般用カード      | 〃       | 〃        |
| 優良用カード      | 〃       | 〃        |
| リボンセット      | 二、〇〇〇枚用 | 一三一、四五〇円 |
| 運転経歴証明書用カード | 三〇〇枚入り  | 一六五、六六〇円 |

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当